

【告示 2007年4月1日付】

平成19年4月1日付にて、JBCルール第80条、及び第84条を下記のとおり改正する。

第80条1ロ

(旧)

「偶然のバッティングによる負傷で続行不能となり、試合の後半(10回戦以上は5ラウンド以降)で採点により勝敗が決定された場合。(TD=負傷判定)」

(改正)

「偶然のバッティングもしくは偶然の反則打による負傷で続行不能となり、試合の後半(10回戦以上は5ラウンド以降)で採点により勝敗が決定された場合。(TD=負傷判定)」

第80条2ロ

(旧)

「試合の前半(10回戦以上は4ラウンドまで)において起きた偶然のバッティングにより一方又は双方が試合続行不能の場合。」

(改正)

「試合の前半(10回戦以上は4ラウンドまで)において起きた偶然のバッティングもしくは偶然の反則打により一方又は双方が試合続行不能の場合。」

第80条2ホ

(旧)

「偶然のバッティングによる負傷で続行不能のとき、前半(10回戦以上は4ラウンドまで)または後半(10回戦以上は5ラウンド以降)の採点の引き分けの場合(TD=負傷判定)」

(改正)

「偶然のバッティングもしくは偶然の反則打による負傷で続行不能のとき、前半(10回戦以上は4ラウンドまで)または後半(10回戦以上は5ラウンド以降)の採点の引き分けの場合(TD=負傷判定)」

第84条

(旧)

「偶然のバッティングでボクサーの一方または双方が負傷し、試合続行不可能と判断した場合には、レフェリーは試合を停止し、つぎの処置をとる。」

(改正)

「偶然のバッティングもしくは偶然の反則打でボクサーの一方または双方が負傷し、試合続行不可能と判断した場合には、レフェリーは試合を停止し、つぎの処置をとる。」

第 84 条 3

(旧)

「偶然のバッティングにより負傷があった後に試合続行され、その負傷が正当な加撃により悪化して試合続行不可能となったときは、その時点が試合の前半（10 回戦以上は 4 ラウンドまで）であれば引き分け、試合の後半（10 回戦以上は 5 ラウンド以降）であれば第 77 条（採点）を適用する。」

(改正)

「偶然のバッティングもしくは偶然の反則打により負傷があった後に試合続行され、その負傷が正当な加撃により悪化して試合続行不可能となったときは、その時点が試合の前半（10 回戦以上は 4 ラウンドまで）であれば引き分け、試合の後半（10 回戦以上は 5 ラウンド以降）であれば第 77 条（採点）を適用する。」

【改正理由】

偶然の反則打により、一方または双方のボクサーが試合続行不能となった場合、TD の適用を認めるため。

以上